

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和3年2月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）東京インテリア家具滋賀店 大津市瀬田一丁目1番1号

2 意見の概要（1）大津市からの意見

ア 当該学区自治連合会会長および自治会長、隣接の学区自治連合会会長および自治会長に事業内容を説明し、自治会等からの要望があれば適切な対応をお願いしたい。協議、相談等の結果を大津市市民部自治協働課に報告ください。

イ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。

ウ 当該店舗の新設される地域は、既に他の大規模小売店舗が複数設置されており、付近の道路は慢性的な交通渋滞が発生している。また、住宅地および公園にも隣接していることから、周囲の道路は歩行者および自転車による通行も多い。特に道路からの出入口付近において、歩行者等の安全に配慮し、交通事故が発生することがないように十分な対策を講じること。また、犯罪防止および環境美化の観点から、自転車駐輪場等において、車両などが長期間放置されることのないよう、早期に持ち主へ連絡するなどといった管理をすること。従業員および客の喫煙について、当該店舗利用者だけでなく、周辺施設や道路を利用される方等に対する受動喫煙、吸い殻のポイ捨て等による事故および火災等が発生することのないよう十分な対策を講じること。

エ 工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止について、十分な対策を講じること。設置される施設、機器の内容によっては、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。

オ 当該店舗から排出されるごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき、自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。

カ ごみの減量、再資源化に努めること。

キ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること（カタログ等添付要）。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。

ク 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を遵守すること。

ケ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。

コ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書の提出をすること。

サ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく届出内容に変更が生じた場合、または別途特定建設資材を扱う造成工事で、その請負金額が500万円（消費税込）以上の場合、工事着手7日前までに、同法上の届出が必要なので留意すること。

シ 建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、大津市建築基準条例（平成12年大津市条例第11号）および関係法令等に適合させること。

ス 当計画については、令和2年5月21日付け大都開第51号にて都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく許可不要の証明書を発行しているが、申請された計画と異なる場合は許可を要することがあるので事前に大津市都市計画部開発調整課と協議すること。

セ 雨水排水について、原則として流域を変更しないこと。やむを得ず現状の流域を変更する場合は放流先に十分能力の余裕があることを確認の上、管理者と協議すること。

ソ 道路区域の整備が伴う場合は協議し、道路法（昭和27年法律第180号）の許可および承認を得ること。

タ 工事施工中に道路構造物を損傷させた場合は、速やかに大津市建設部路政課に連絡すること。

チ 繁忙期については、交通誘導員を配置すること。

ツ 当該届出地の出入口に面する道路は、瀬田小学校、瀬田南小学校および瀬田中学校の通学路であることから、

児童、生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また該当校へ事前に説明を願いたい。

テ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また危険物施設を新たに設置する場合は、大津市消防局予防課危険物係と協議すること。

ト 当該店舗は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく「特定建築物」に該当するため、使用開始後 30 日以内に「特定建築物使用届出書」の提出が必要である。また、飲食物の提供（自動販売機を含む。）等を行う場合は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく許可または届出が必要な場合がある。

(2) 草津市からの意見

ア 心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、新設建物の意匠、形態、色彩および敷地の緑化措置等について、周囲の景観に配慮してください。

イ 草津市内に当該施設への案内看板等を設置する場合は、草津市屋外広告物条例（平成 24 年草津市条例第 16 号）に基づく手続を行ってください。

(3) 地域住民からの意見

ア 北側出入口については、原則として右折出入りが可能であり、左折出入りに制限することに対して、住民の意見は受け入れてもらえない見解であった。再度検討していただきたい。

イ 間口拡大によるカーブへの対応では不安であり、とりわけ交通渋滞時における右折出入りは考慮されていない。地元の住民にしかわからない実態を認識していただきたい。

ウ 歩行者の安全対策について、改めて徹底していただきたい。

エ 現在、コーナンとの境界になっているフェンスの撤去について、改めて検討していただきたい。

オ 東京インテリア家具滋賀店側の歩道の延長として、ホンダカーズ側にも歩道を設置することを改めて検討していただきたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3-1

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

(2) 縦覧期間 令和 3 年 2 月 26 日から令和 3 年 3 月 26 日まで